

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県古殿町長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 収納消込システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 eLTAXシステム 6 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [          ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[          ] 内部監査          [          ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[          十分に行っている          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [          ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	<p>固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に住民が所有する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し課税され、住民が納める固定資産税と都市計画税の課税事務(以下を参照)のことを指す。</p> <p>【課税台帳の整備事務】</p> <p>固定資産の状況は、売買や地目の変更、住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳を整備する。</p> <p>①土地課税台帳の整備 異動の把握…登記所(法務局)へ通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取りに行き、通知による土地の異動を把握する。 実地調査…土地の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>②家屋課税台帳の整備 異動の把握…登記所(法務局)へ通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取りに行き、通知による家屋の異動を把握する。 実地調査…家屋の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>③償却資産課税台帳の整備 償却資産申告書の発送…前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有したものから、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 償却資産申告書の受付…上記送付した申告書が1月末までに返却され、返却された申告書の内容を確認する。 実地調査…実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。(省略)</p>	<p>市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>また、公金口座情報を活用した還付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	<p>宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、eLTAX審査システム</p>	<p>1 固定資産税システム 2 収納消込システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ 5 eLTAXシステム 6 国税連携システム</p>	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会)の根拠) 27、121の項</p>	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-1. ②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 番号法の別表第二に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  (別表第二における情報照会の根拠) 27、121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、160の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-5. ②所属長の役職名	住民税務課長 佐川 良子	住民税務課長	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)